**平成２１年（フ）第４３２号**
大阪府岸和田市荒木町１丁目21番３―603号、開始決定時の住民票上の住所大阪府岸和田市春木旭町１番14号
破産者　ＩＺＡＫＡＹＡサウスベンドこと　河本勢津子
1　決定年月日　平成21年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２１年（フ）第４７９号**
大阪府岸和田市田治米町178番地の２
破産者　田原江利子
1　決定年月日　平成21年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２１年（フ）第７９号**
大分県中津市大字上如水657番地の３　フレグランス上如水201号
破産者　高村　昌延
1　決定年月日　平成21年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所中津支部破産再生係

## 破産手続終結及び免責許可決定

**平成２０年（フ）第５５１号**
奈良県磯城郡田原本町大字千代398番地の８
破産者　藤谷　勝久
1　決定年月日　平成21年10月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

**平成２０年（フ）第２３号**
茨城県石岡市若宮１丁目１番40号、開始決定時の住所茨城県土浦市神立中央２丁目14番８号マイシティライフ50番館103
破産者　田中　督人
1　決定年月日　平成21年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**平成２０年（フ）第２５９号**
茨城県つくば市山中195番地２
破産者　荒川　　武
1　決定年月日　平成21年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**平成２０年（フ）第８１４号**
高知県香南市夜須町坪井83番地14
破産者　南野　悦子
1　決定年月日　平成21年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

**平成２０年（フ）第６６８号**
静岡県藤枝市青木２丁目２番７―２号、旧住所静岡県藤枝市岡部町岡部1660番地の８
破産者　町田　　光
1　決定年月日　平成21年10月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２０年（フ）第９３３号**
静岡県藤枝市天王町３丁目13番37号
破産者　宮本　昭義
1　決定年月日　平成21年10月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２１年（フ）第２０９号**
静岡県島田市野田1025番地
破産者　金澤　隆夫
1　決定年月日　平成21年10月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２１年（フ）第８２２号**
名古屋市熱田区四番２丁目12番９号
破産者　多和田志郎
1　決定年月日　平成21年10月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２１年（フ）第１０４７号**
名古屋市昭和区広路本町１丁目１番地　御器所サンハイツ903号
破産者　中野　明典
1　決定年月日　平成21年10月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２１年（フ）第８２号**
愛知県蒲郡市柏原町川原34番地
破産者　杉浦　智江
1　決定年月日　平成21年10月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

**平成２０年（フ）第１６５４号**
京都市中京区西ノ京車坂町14番地、破産手続開始決定時の住所京都市伏見区久我森の宮町10番地の145
破産者　本多　修三
1　決定年月日　平成21年10月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２１年（フ）第３６４号**
京都市左京区高野東開町１番地３　東大路高野第２住宅１棟204号室
破産者　成川　眞弓
1　決定年月日　平成21年10月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２１年（フ）第５５４号**
兵庫県三田市あかしあ台３丁目25番地14
破産者　前　　俊雄
1　決定年月日　平成21年10月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２１年（フ）第６１８号**
神戸市長田区堀切町12番９号
破産者　相田　安彦
1　決定年月日　平成21年10月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部